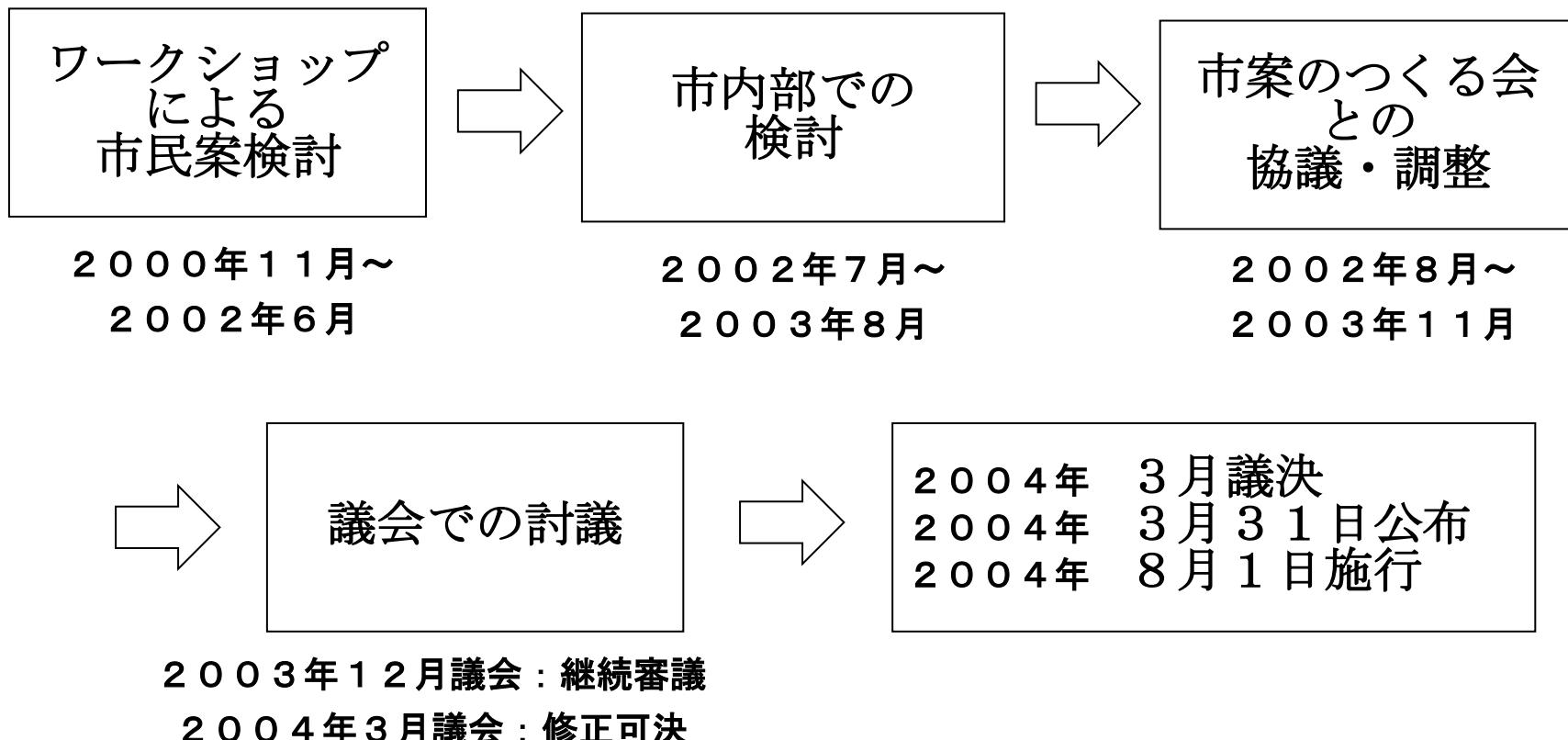


# 自治基本条例の検討プロセス概要

## (1) 制定までの流れ



## （2）市民主体での条例案検討

### ○多摩市市民自治基本条例案の策定に関するパートナーシップ協定

- ・2000年11月：メンバー募集、基調講演
- ・2001年 4月：多摩市市民自治基本条例をつくる会・発足
- ・2001年 5月：パートナーシップ協定・調印

※会議の進め方や運営ルールに関する合意形成での苦労

## (2) 市民主体での条例案検討

- 市民主体による条例案検討

- ・条例に盛り込みたい内容のメンバー1人1人の洗い出し(400枚の意見カード)と集約
- ・4グループ別の討議⇒会としての一本化



個人意見からグループの意見へと集約中

※世話人会、運営委員会を中心とする市民主体の運営

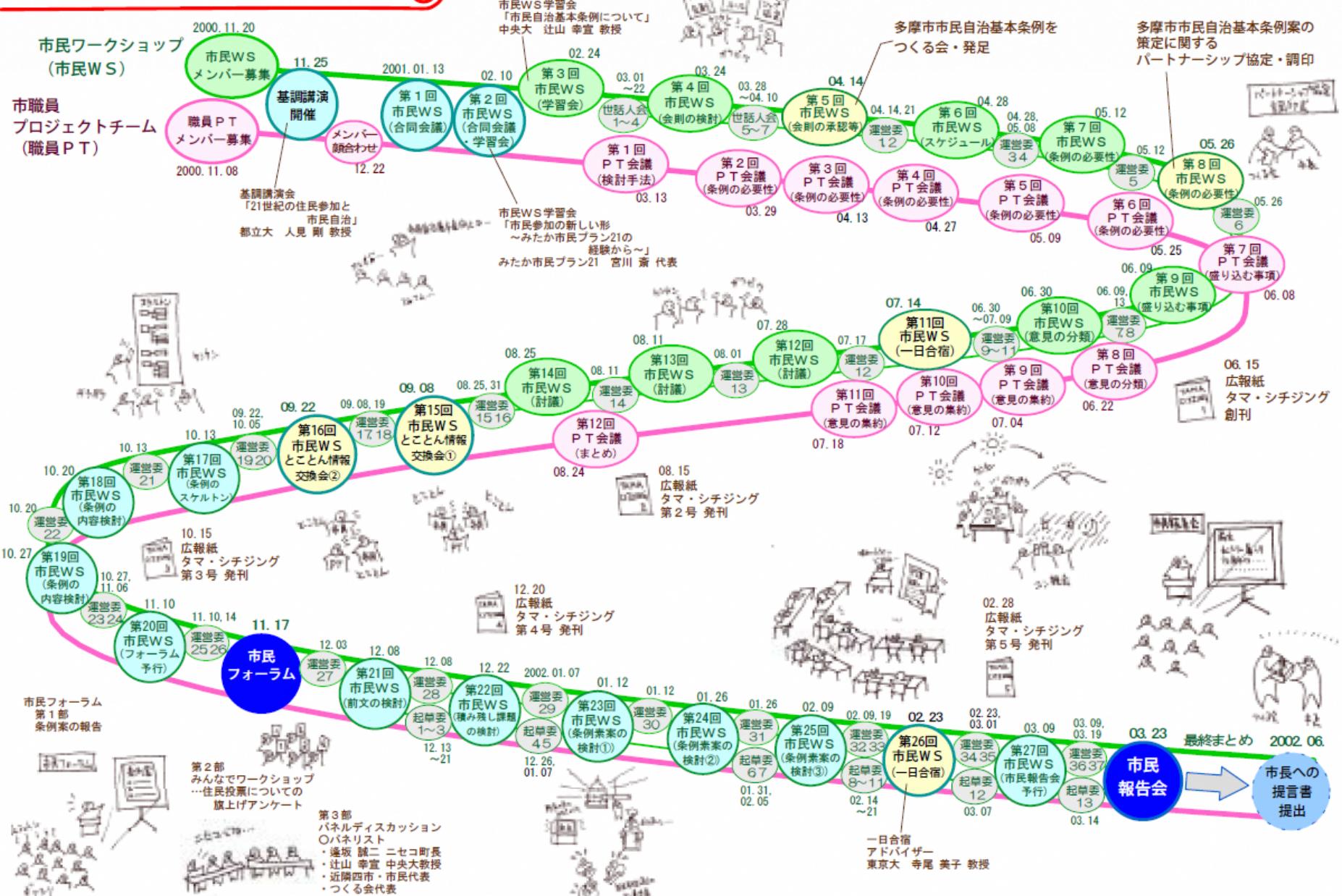
※職員プロジェクトチームも一緒に討議

※議員もメンバーとして参加



各グループのスケルトンを見比べて一本化

# 多摩市市民自治基本条例案の検討の流れ



## (2) 市民主体での条例案検討

### ○市民案の策定と提言書提出

- ・ 2001年11月：市民フォーラム
- ・ 2002年 3月：市民報告会
- ・ 2002年 6月：市長への提言書

※原則月2回のワークショップ

※100回を超える会議

※延べ1,300名・230時間

## (2) 市民主体での条例案検討

- 起草委員会による条例案
- 市民の熱気

市の主体的関与があつても良かったのでは  
庁内検討組織での討議

- ※市民間の合意形成の難しさ
- ※市民間での合意形成ルールの未成熟

市民間の合意形成はいかにあるべきか？

### (3) 市による条例案検討

- 市長の辞任：2002年2月逮捕→辞任
- 市内部での検討：2002年7月～2003年8月
  - ・全職員を対象とした研修
  - ・市民案について各課個別検討
  - ・条例作成検討委員会（庁内組織）の設置・検討

※市民への情報提供は十分だったか

## (4) 市による条例案・つくる会との調整

### ■つくる会の行政案に対する主な意見

- ◆名称：多摩市市民自治基本条例→多摩市自治基本条例
- ◆文体：ですます調  
～市民に少しでもわかりやすく親しみやすい条例にする  
ために
- ◆自治推進委員会の位置づけ

## (5) 議会での検討 ⇒条例制定

### ■市議会修正案：主な事項

- ◆最高規範の明記：第2条
- ◆市長の設置条項を追記：第12条
- ◆市民が参画できることによる不利益の救済を追記：  
第22条第2項